

青森市スマート農業推進事業

～令和8年度 青森市スマート農業推進事業について～

農業就業者の減少と高齢化が進む中、農作業の省力・軽労化を進めるとともに、次世代を担う新規就農者の育成・確保を図るため、農業の新たなステージを切り拓くスマート農業の普及に努め、新技術の導入を行う農業者を支援します。

対象となる方

青森市に住所を有する農業者、農業法人、農業者が組織する団体

補助の条件

- ☆ スマート農業機器を購入し、以下の①から③のうち、いずれか1つ以上について取組むこと。
① 省力化に関する取組 ② 収量・品質の向上に関する取組 ③ 経費の削減に関する取組
☆ 市の成果報告会等に協力するなど、他の農業者への普及に繋がる取組を行うこと。



補助率

スマート農業機器を購入する経費の2分の1以内の額（上限額：**50万円**） ※最高交付額が50万円未満となる場合もあります。

申請受付期間

令和8年4月1日（水）～6月30日（火）

申請方法

申請書に必要事項を御記入の上、必要書類を添えて提出してください。

補助金交付申請書（市のホームページからダウンロードできます）

積算根拠となる資料（見積書等）等

【申請先】〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1 農業政策課担い手支援チーム 宛

事業スケジュール(予定)

～6月30日 申請期間



申請内容の審査

7月中旬 補助金交付決定



機器納品・支払、効果検証、現地実演会の開催等

R9.3月末までに事業完了後、随時実績報告書を市に提出



補助金交付

スマート農業成果報告会で報告



ロボット草刈機

その他

令和9年3月31日までに事業を完了するものに限ります。

過去に青森市のスマート農業の補助事業に申請した方も申請できます。

ただし、これまで上記事業で交付を受けていない方の採択を優先します。

申請内容を審査のうえ、交付を決定します。

機器導入の効果については、実績報告書の提出及び報告会での発表により報告していただきます。

機器の導入時期により年度内に実施できない効果検証は、次年度に実施し、報告をしていただきます。